

令和3年度 第3回山梨県公共事業評価委員会

- 1 日時：令和3年7月16日（金）13:30～16:25
- 2 場所：山梨県庁防災新館 409・410 会議室（テレビ会議・Web 会議システムを併用）
- 3 出席者（敬称略）
（委員）石平博、大塚ゆかり、岡村美好、柿嶋美保子、平松晋也、松本武、吉田修一郎（50音順）
（県）耕地課・道路整備課・都市計画課職員
（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹（公共事業評価）、農政部主幹（公共事業評価）、県土整備部主幹（公共事業評価）、県土整備総務課職員
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 1. 開会
 2. 議事 議事録のページ
 - (1) 調書修正箇所説明

再7	県土 道路事業	（主）甲府昇仙峡線（新長とろ橋）	P2
----	---------	------------------	----
 - (2) 審議対象箇所の事業説明

再5	農政 経営体育成基盤整備事業	龍岡	P2
再6	農政 経営体育成基盤整備事業	ゆずの郷	P6
再11	県土 街路事業	（都）田富町敷島線（富竹工区）	P10
再12	県土 街路事業	（都）和戸町竜王線（城東～中央5丁目工区）	P12
再13	県土 街路事業	（都）山梨市駅南線外1路線	P13
 - (3) 調書様式の変更について P15
 3. 閉会

6 議事概要

(1) 調書修正箇所説明

事務局及び道路整備課からの説明を行い、出席委員により確認された。

(2) 審議対象箇所の事業説明

<再評価事業>

再5 農政 経営体育成基盤整備事業 【龍岡】

(説明省略)

(質疑応答)

○委員：全体計画の中の現計画と変更計画の事業費が、令和2年度と令和3年度で同じ額になっている。それに対して進捗率は、遅れているという実績になっている。他の再評価の事業の調書では、進捗が遅れている場合には変更計画と現計画の事業費も少なめな数字になっており進捗していないというように見えた。この事業の進捗率が違うのか、どういう意味なのかがわからないので、教えていただきたいというのが一つ。また、幹線道路の線形を変えることに伴う流域下水道管の移設の必要性について、幹線道路というのは農道ではなくて県道や市道などの幹線道路を表しているのかということと、その移設は、この事業の中で行っているのかということ。さらに、下水道の移設について、道路を動かすことで当然移設が生じるのはわかるが、クロスしている部分は限られているように思う。完全に違う所に移設しないといけない理由について技術的な理由などがあつたら説明していただきたい。最後に、水路の断面が足りないので大きくしなければならない点について、設計基準が変わったので計算結果が変わったという説明だったが、結構大きくなっているのではほかの事情などがあつたのかを説明していただきたい。

●耕地課：まず1点目の進捗率については、2ページの欄外の表の「計画」と書いてある上段が、今の現計画を令和4年で100%としたときの進捗率で、下段は今回の見直しで総事業費を増やしたときの令和7年を100%としたときの進捗率である。

○委員：2ページ目の「変更計画」で令和3年が53%に落ちるが、2段目の「実績」というのは、今回、変更しようとしているのを100%としたときの値ではないということか。

●耕地課：令和3年の進捗率が、計画では90%に対して、実際に執行した予算ベースで計算すると80.8%ということである。

○委員：それは1ページ目の事業費の金額とは対応しないということか。

●耕地課：事業費の実績が、令和2年度までが1,417百万円、令和3年度が440百万円という意味で、その事業費で令和4年を100%としたときに令和3年の進捗率が80.8%ということ、執行額が計画の90%に対して80.8%の進捗だったという意味である。

○委員長：「現」のところに「計画」と「実績」とあって、「計画」というのは、令和4年で100%になるように各年度の目標を何%と書いたもの。それに対して「実績」というのは、令和3年度の目標が90%だったが、10%程度が進まなかったということ。その下に「変更計画」と書いているのは、令和3年度は53.3%と急激に低下するが、これは今回変更して令和7年度で100%とすると、53.3%という理解で良いか。

●耕地課：はい、そうです。

○委員：1ページの表がわからない。「現計画」と「変更計画」の事業費というのはいか。

●耕地課：ここに記載している事業費は、あくまで実績の事業費である。

○委員：令和3年度では、計画は4億4,000百万円で、実績も4億4,000百万円だったということか。令和2年度までも確定しているの、令和2年度までは14億1,700百万円を支出したということか。

●耕地課：令和3年は実績の見込みである。今の算出方法についても、先ほど説明した下の欄外の横長の表の上に算出方法の式の内訳説明があり、表の下にアスタリスクで「令和3年度は実績見込み」と記載してある。この算出方法で1ページの事業費は記載している。

○委員：わかりました。どうもありがとうございます。

○委員長：そのほかに水路の断面などの重要な指摘があったが、説明をいただきたい。

●耕地課：2点目の幹線道路について、この幹線道路は、ほ場整備内の幹線道路で換地計画に伴って、ほ場整備内の中で配置する幹線農道のこと。下水道管については、緑の点線が当初の幹線道路の線形で、左上の写真のように、この道路の真下に縦断方向に下水管が走っていた。ここが約2kmで高低差が15mで、ほとんど平坦な地形。それで大区画化の計画と一緒に縦断勾配も検討した。水の取入れや土被りなどは、微妙な縦断に影響されることもあって、それらを検討した結果、違うルートの方の山際の赤い点線に移すかたちになった。

○委員：部分的にサイフォンにしたりすると、逆に通水障害を起こすということも懸念されたということか。

●耕地課：そうです。

○委員：ほ場整備や田んぼの整備をする上では、この下水管は特に邪魔になる深さではな

かったわけか。

●耕地課：田んぼも、区画が大きくなって段差が出るので埋設深には影響する。

○委員：道路だけの問題ではなく、ほ場整備全体で、区画を変えるのに田んぼの下にあると邪魔な状態になってしまうということか。

●耕地課：そうです。

○委員：そのあたりをわかるようにしていただくと良いかもしれない。これだけだと部分的に改良すれば済んでしまうように読めてしまう。

○委員長：これに関しては、私も最初は勘違いしていて、幹線道路というから他事業なのかなと思った。排水ルートが変わるのであれば、そちらで補償してもらったかどうか思ったが、自前の事業ということか。

●耕地課：そうです。

○委員長：わかりました。ありがとうございます。

●耕地課：3点目の水路については、造られた年度がかなり古いということもあって、詳細設計により今の設計基準や降雨強度で精査したという部分と、ほ場整備で用排水系統も見直した部分もある。大区画で用排水系統を整えた中で、今の設計基準や雨の強度とかに照らし合わせて断面調査をした結果、これだけ大きい断面が必要となった。

○委員：ブロック全体の排水が改善されるため、末端の水路の流下能力が必要となったというポジティブな部分もあるといい。間違えていたように読めるのがすごく残念なので、そういうところはちょっと工夫していただくといいと思う。

○委員長：要は現況の断面が決められたときは、かなり古い時代のもので設計基準自体も降雨強度等も変わっているので、結果的に大きくなったということか。

●耕地課：そうです。あと、排水系統も修正したところもある。

○委員長：この事業を始めるときに最初からわかっていることだと思うが、今後はこういうことがないように、当初から断面の計画をお願いしたい。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：資料の4ページに整備後の区画整理があるが、A3の説明用資料だともっと細かい線で割られているが、何の線なのか。

●耕地課：最終的には4ページのような大きな区画に整えるが、一つの区画の中に筆がいくつかに分かれており、地権者が何人もいる。

○委員：たぶんそんなのはわからないので、資料として工夫していただいたほうがいい。

○委員長：そのあたりは誤解や疑問が生じないような資料作りを心掛けていただきたい。

そのほかはいかがでしょうか。

○委員：6ページの埋蔵文化財について、最初からわからなかったのかと疑問に思った。一部だったら仕方ないが、このピンクに入っている部分が、そっくり最初からわからなかったのか。もう一つ、集積については細かいところから集積をするわけですが、集積は既に全部済んだのか。それとも個人に関してまだ集積が済んでいない部分があるのか。

●耕地課：文化財は、河原端ということもあって大昔の氾濫で既に流されてしまっているだろうということだった。韮崎市の教育委員会での文化財の範囲は、最初の絵のとおり、この範囲でしか予測がされていなかった。今回の調査で試掘をしたときに、もともとの集落以外にも、もっと古い時代のものが出てきたことがわかった。それもかなり珍しい食器などを作る窯のようなものが分布していることもわかり、こういう範囲に改められた。

●耕地課：補足させていただくと、事業をする前に埋蔵文化財のことを調べた上で、事業を実施する。そのときは地中に埋まっているものなので、埋蔵文化財がここにあるのではないかという教育委員会の図面を基に、事業のほうを組み立てている。その図面を基に費用を見込んでいたが、今回、事業を進めていく中で市に届け出をして試掘等をした結果、範囲が上流に広がって、市が昨年7月に包蔵地の見直したことに伴う変更を提示させていただいている。

○委員長：これは、エリア全域が埋蔵文化財のようなもの。

○委員：そうですね。全域というのもちょっと不思議だなと思った。半分ぐらいだったら、見落としたとか、わからない部分があったのかなと思うが、最初からわかっていれば予算もまた違うのかななんて思った。

○委員長：この事例を参考に計画エリアの周辺に教育委員会から出されている埋蔵文化財があれば、慎重に事業着手したほうが良い。最初から何年間かは工期を長めに取っておこうなどの工夫も考えていただけたらありがたい。質問がもう1点あったが、回答いただきたい。

●耕地課：集積について、ここの地区に担い手として入る方たちも決まっていて、認定農業者の方たちがこのエリアの約3割強で作る予定がある。あと、個人で作る人たちもいる。さらに、ここのエリアでは、昨年9月に農事組合の龍岡未来ファームを設立し、おいしい「梨北米」を作っていこうという、12人程度の組織も生まれており、ここで農作物の受委託等も行うなど、米作りを継承していこうという動きが地域でも起きている。

○委員：わかりました。米作りというのはすごく大事だと思うし、この地区のお米は本当

においしいということをとくさんの方が知られているので、できるだけ早く完成させてあげたいと思う。認定農業者の方や法人が、そういうのをやっているということ、これからそういう取り組みによって明るい方向に行きますよという文言を入れてもいいと思う。

○委員長：どうもありがとうございました。時間となりましたので、質疑応答はここまでとしたいと思う。当事業の説明を細かくしていただいたが、遅延している理由や費用が上がった理由も理解でき、特段の問題はない。この事業に関しましては、私もできるだけ早く完成させてあげたほうがいいと思うので、継続としたいと思うが、各委員、よろしいか。

○委員：異議なし。

○委員長：それでは、継続と判断したいと思う。どうもありがとうございました。

<再評価事業>

再6 農政 経営体育成基盤整備事業 【ゆずの郷】

(説明省略)

(質疑応答)

○委員長：調書の1ページ目で、右側の評価項目の中に①から⑥までの6項目があるが、このそれぞれの項目は、事業を巡って状況等に変化があったかどうかということか。

●耕地課：そうです。

○委員長：例えば「③国等の方針」というのは、特にこの事業を着手している間に方針変更とかはなかったという理解で良いか。

●耕地課：はい、大きな方針変更はない。

○委員長：国の方針が「なし」と書いてあるが、でもこれは国補事業で補助事業だから、国の方針がないというのは変だなと思ったが、変更はないということですか。

●耕地課：はい。

○委員長：わかりました。ありがとうございました。そのほかはいかがか。

○委員：この地区の調書で気になるのは、「高収益作物」というのを理由にしているが、今回の高収益作物というのは、具体的にはあじさいやゆずなどのことか。

●耕地課：基本的にはゆずが中心の産地の地域だが、新たにブドウを計画している。

○委員：前回、シャインマスカットのことを高収益作物と同じような意味で表現している調書があったが、区画形状を大きくしないといけなくなった理由として、高収益作物導入

に必要だからというのは意味がつかない。高収益というのは、販売価格が高いものを作るというのもあるでしょうし、より効率的な営農によって収益が上がるという高収益もあるでしょうし、どのへんで高収益なのかということがもう少し入ってくると、そういう作物を作るように地元が変わったから、こういう区画形状に変更になったという論理が立つと思う。どういう経緯でいわゆる高収益作物にシフトして計画を変更するなり、話し合いをするのに時間がかかったというところがわかりにくいので、もし追加で説明があれば、お願いしたい。

●耕地課：この地域は、ゆずの栽培が盛んな地域で、最初は活性化組合を中心にゆずの栽培を見越して区画整理の検討もしていた。一方で、事業と同時に新規参入者についてもマッチングを図っていたこともあって、事業を進めていく中でマッチングが図られ、新たな新規参入者によってブドウの栽培に取り組んでみようという計画になっている。その中でブドウ自体も高収益ということもあるが、より効率的な営農をここで実施していくということで、このような形状になっている。

○委員：つまり当初に想定していたゆずとかであれば、区画を大きくしても収益が上がらない可能性もあったので、話し合いの中でだんだん変わってきたから、今回、変更するということか。

●耕地課：はい。

○委員長：ありがとうございます。私も少し引っ掛かった。「高収益作物」とは何だろうと考えたときに作業費用も安くなるので、結果的に営農者にとって高収益になるという意味ですね。勘違いされないように書き方をちょっと工夫していただいたほうがいいと思う。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：基本的に3ページの地図の紫の端の鳥獣害防止施設などが書いてある箇所を中心に変更されていくということか。

●耕地課：そうです。

○委員：前の公共事業でもあったが、プラスアルファの事業というのは、別事業ではなく、この事業をさらに拡大するかたちで認められるのか。新たにそこがプラスアルファされて、それが変更する理由の一つになっていくということか。

●耕地課：もともと計画には入っていて、その中で区画整理の換地などで時間を要しているため工事が遅れていた。そしてまだ実施していないところを今後、計画的に実施していくということである。

○委員：分かりました。もともとこちらの地域も予定には入っていたが、今までできなかったということか。

○耕地課：そうです。

○委員長：ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：4ページに他地区の整備イメージとあるが、これは他地区なので、こことは関係ないような気がする。ゆずの郷のゆずの木をこれからもずっと増やしていくという考えが原則ですね。さっきも高収益品種を導入するなど話が出たが、結局、このゆずの郷をずっと継承していくためにこういう事業が起きたのか、それとも高収入作物にするためにこういう事業をするのかが結局どちらなのか不思議に思った。これからも農業をする人が、ゆずはもう儲からないからブドウに替えようとなると、今度はゆずの郷ではなくなってしまふ。また、「日出づる里活性化組合」という特定の組合を前面に出してしまうのはどうなのか。ゆずの郷を活性化させたいのであれば、あまり加工施設やゆずの木などを特化して書いてしまうと、このためにやったようにも見えてしまうが、いかがか。

●耕地課：まず一つ目の、ゆずの振興のためなのか、新しい作物の導入のためなのかについては、高収益と言っている部分は、調書の3ページで右側の斜線の部分。ここは6.9haのほ場整備だが、そのうち約4ha程度が荒れており、そこを何とかこの地域で活かしていく起爆剤として新規参入者とのマッチングを図り、新たな取り組みをしていこうという部分。それから、全体的に黄色く塗られて線が入っている所は、農道や水路を整備する部分である。日出づる里活性化組合は、平均年齢が73歳の人たちで86名の組合員の人がいる。最高では88歳の方も取り組んでいるが、この地域の60代以上の人口の約半分強がこの組合に入っている。この組合は、地域の方が自ら組織を作り「ここの地域のゆずを守っていこう」というもの。この黄色いところのエリアでゆずの栽培をやり、また「ふじさんアジサイ」などのほかの作物にも挑戦して、農業を中心にこの地域の活性化を図っていこうという取り組みをしている。そこに必要な基盤整備や荒れてしまって手が足りない所には新規参入者との連携を図っていこう、そんなことを目指して、この事業を実施している。

○委員：わかりました。これからどうやってうまくやっていくかということがすごく課題になると思うが、しっかり検証しながらできるだけ早く事業を進めて、ゆずの郷を守っていただきたい。年代的にももうだいぶ年上で、後継者をつくるようにするなど、今後の方針を見据えた中でうまくやっていけるような指導をしていただきたい。

○委員長：ありがとうございました。いろいろな要素を出してしまうと、ゆずの郷という

のが逆にぼやけてくるので、やはりゆずを前面に押し去っていった方が良くないかと思う。あんなこともこんなこともあるというのは、言うのは良いけれども、焦点がぼやけてしまうかなと思うので、これは今後の検討課題かなと思う。あと、農政関係は畑地帯総合整備事業や農地環境整備事業、この経営体育成整備事業もあるが違いがよくわからない。何か明確な判断材料があるのであれば教えていただきたい。

●耕地課：農政部の事業は、主の目標が全体的に農業生産力の向上を目指してやっている。畑地帯総合整備事業はその名のとおり、畑の地帯における農道や水路、区画整理を行っていくもので、中山間地域総合整備事業は、高齢化等が進む中で中山間地域が徐々に衰えてきているところを何とか活性化していく事業。この経営体育成基盤整備事業は、農業者にポイントを置き、経営体、農業者を育成して地域の活性化を図る目的で実施している。どの事業も最終的な主目標は、生産力の向上というところに結び付いている。

○委員長：何かをすることによって、結果的に農業生産力が向上するのはわかるが、何かもう一つ、手段的なものの項目が入らないのかなと思う。今後、部局の中ですみ分けというか、評価項目にこれを入れようとかを検討していただくと我々みたいな素人が聞いてもすごくわかりやすくなると思うので、今後、検討しておいてほしい。

●耕地課：検討させていただく。

○委員：国補事業なので、これだけだと採択要件などが見えなくなっている。事業にはガイドラインが基本的にあるので、そこのところをちょっと書くのもありだと思うし、何か一工夫はできるような気はする。

○委員長：ありがとうございます。採択基準も文言を少し入れておいていただだけでも事業の違いがわかるのかなと思うので、今後検討ということをお願いしたい。

時間が来たので質疑の時間はこれで終わりたいと思う。ただ今のゆずの郷に関しまして、質問もいただき、回答もいただいた。特段、問題はないと思うが、文言がちょっと不親切だなという点も幾つかありましたが、事業は十分に妥当性があるし、継続としていいのではないかと思うが、各委員、いかがか。

○委員：異議なし。

○委員長：どうもありがとうございました。それでは継続と判断させていただく。ありがとうございました。

<再評価事業>

再11 県土 街路事業 【(都) 田富町敷島線 (富竹工区)】

(説明省略)

(質疑応答)

○委員：この事業というわけではないが、資料の3ページに「整備中」となっているが、こちらの状況はどうか。結局は全部がつながらないと道路としての機能が発揮されないが、状況を教えていただきたい。

●都市計画課：評価対象箇所に隣接する南側の一部の工区は、平成の初期に区画整理事業で道路自体は開通しており、現在、無電柱化の事業を実施しているところです。

○委員長：そのほかはいかがでしょうか。

○委員：3ページの資料の下の地図では、全部赤着色してあるが、説明用の資料にあるような南側は用地取得が難航していたり、整備をしていくという図があったほうがわかりやすいかなと思う。これは希望だが、明確な図を使っていただけるとありがたい。

○委員長：パワーポイントをそっくりそのまま入れたほうがわかりやすいという気がする。事業の経緯が分かるようなものがあればいい。例えば混雑状況もパワーポイントの1枚にうまくまとめられていたし、4枚目の写真の代わりにパワーポイントで説明されたようなものを入れておいていただくとわかりやすいと思う。進捗状況もパワーポイントでまとめたので、許される範囲内で今後、調書に入れていただくと議論がスムーズにいくと思うので、工夫をお願いしたい。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：この辺の道路は、非常に混雑しているため、バイパス道路が必要だというのはわかる。説明の中でも非常に混雑するという状況を説明いただいたが、横断図で車の車線を3m、3mで取ってあるが、自転車1.5mに歩道が4mと歩行者に非常に優しい道路設計になっているように感じる。バリアフリー化など考えるとこれが山梨県のこれからの主要な道路の標準的な横断構成と理解して良いか。

●都市計画課：都市計画道路としては一般的で標準的な横断構成である。

○委員：結構広くていいと思う。あと、副次効果で、「交通ターミナル機能の強化」という表現があるが、この「交通ターミナル機能」というのは、どういうことか。

●都市計画課：新山梨環状道路へのアクセス道路となるので、インターチェンジなどを交通ターミナルとしている。

○委員：ターミナルは terminate から来ている言葉で、終着駅のような場所というイメージ

ジがあったので、接続点であるジャンクションという概念と少し違う感じがしたので、わかりにくいかなという気がする。

○委員：先ほど竜王駅にもつながるという説明があったが、竜王駅には直接はつながらないのか。

●都市計画課：直接はつながらないが、竜王駅へのアクセス道路にはなる。

○委員：そういう意味からすると、交通ターミナル機能なのかもしれない。

○委員長：調書の1ページ目の右側に評価項目の一覧表があるが、着手時点と変更時点と比較すると、総事業費が10億円以上アップしているが、経済効率性の中の便益について、交通事故減少便益が、もともと4億ぐらいあったのが、変更計画時6,000万円に下がっているが、なぜか。

●都市計画課：マニュアルの改定があり、改定したマニュアルの計算式で算出すると着手時よりも変更時点のほうが下がってしまう結果になってしまう。また、着手時点の4億900万円という数字だが、着手時点のときの数字は転記を間違えており、実際は1億200万円という数字をここに記載すべきだったが、当初にこの数字で載ってしまっていたので、今回も修正していない状況。

○委員長：わかりました。マニュアルの改定とケアレスミスが原因で大きな差になってしまったということか。

●都市計画課：そうです、申し訳ありません。

○委員長：わかりました。それでは質問はここまでとし、最終判断をしたいと思う。今、説明していただいて、パワーポイントでいい図を作っているのに、なぜこの調書に入れないうのかという点はあるが、事業の内容自体に問題はないと思う。この事業について、継続と考えて良いと思うが、各委員、いかがか。

○委員：異議なし。

○委員長：それでは、当事業に関しましては継続ということにしたいと思う。ありがとうございました。

<再評価事業>

再12 県土 街路事業 【(都)和戸町竜王線(城東～中央5丁目工区)】

(説明省略)

(質疑応答)

○委員長：調書の1ページの経済効率について、じわじわと便益が下がっているが、これもマニュアルが原因か。先ほどみたいに極端ではないが、B/Cを見ると1.8から1.9に少し上がって、また1.3に落ちている。

●都市計画課：便益が落ちているのは、マニュアルの関係です。

○委員長：わかりました。先ほどの事業と同様に、交通事故の減少のところがだいぶ下がっているということですね。変更計画を立てると、工事費がどんどん上がるが、それに対して古いマニュアルで算出した場合、便益はかなりあったが、新しいマニュアルに乗り換えて算出すると便益が一気に下がる。B/Cが1.0にどんどん近づいていくのではないかという気がするので、これは要確認だと思う。着手時点で1.8が出ていて、今、評価するのであれば新しいマニュアルを使わざるを得ないが、前回のマニュアルを使うといくつになると括弧書きなどで書いておくとすごく分かりやすいかなと思う。B/Cがどんどん下がると事業の必要性がどんどん薄れるように見られるので、括弧書きで入れておいていただいたほうがいいのかと思う。もう1点。調書の2ページ目の(5)番の評価項目の②番に進捗率実績が計画と相違している理由について、用地交渉で3年という長きを要してしまったということだが、先ほどの説明で、97%でしたか、ほぼ完了しましたということだったが、もうあまり問題はないという理解で良いか。用地交渉でこの人だけなかなか合意が取れないので、また事業期間が延びるということはないか。

●都市計画課：去年、契約をしていただいたが、過去の3年分は取り戻せなくて、その分は延ばさなければならない。

○委員長：わかりました。結果的に用地取得の補償費として、5億円近く上がったということか。

●都市計画課：はい。

○委員長：ありがとうございました。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：この工事は河川工事と道路工事を一緒にやっているということだが、河川工事と道路工事は、どの程度、影響し合うのか。先ほど、河川工事は渇水期しかできないと思うが、並行して、道路工事はどの程度できるのか。河川工事が遅れた場合、その影響はどの

ぐらい出るのかを教えてください。

●都市計画課：工程の調整は密にしており、道路工事については、河川工事に影響ない所から順次進めており、今のところは河川工事との工程の調整で、遅れそうな所は全て調整済みなので、影響はないと思う。

○委員：都市河川でなかなか難しそうという印象を受けたので、聞いてみたところです。ありがとうございました。

○委員長：河川側と調整の上、足並みを揃えてやっていただくのが一番好ましいと思う。例えば河川だけができていて、横の道路がまだできていないとかいうことは、極力避けてほしいと思う。

それでは質問を打ち切りたいと思う。ただ今、説明のありました事業だが、問題なく事業が実施されており、河川と並行して走るといのはなかなか良い。調書の中に別の効果として、防災機能の強化も図れると書いてあるが、公共事業というのは単一目的だけでやるというよりも、副次的効果がこんなにいっぱいあるという事業が好ましいと思ったので、この事業はいい事業だと思う。工程管理を順守していただいて、継続としたいと思うが、いかがか。

○委員：異議なし。

○委員長：それでは、継続と判断したいと思う。どうもありがとうございました。

<再評価事業>

再13 県土 街路事業 【(都)山梨市駅南線外1路線】

(説明省略)

(質疑応答)

○委員：この道路は私も何度か通ったこともあって、前々から学校が多いと思っていた。この間も子どもの事故があったが、そういうことが無いように、なるべく早く完成できると良いと思う。順調に事業が進んでいるようなので、用地交渉が済んで、なるべく工期が早く済むように祈っている。

○委員長：ありがとうございました。すごくスムーズに進んでいて、あとは3・4件を残すところという話だったが、難しいところが最後まで残ることなので、できる限り完成に向けて工程管理をお願いしたい。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：千葉の八街市での子どもの事故で、全国で通学経路とかの見直しを図る号令が下ったというニュースが流れていた。調書の社会情勢というところや事業の目的でもいいと思うが、全国的にも通学経路の見直しなどの改善がすごく求められているので、そういう最新のニュースなどは早速取り入れて、この調書に入れてアピールしてもらおうと我々だけでなく県民の皆さんにも理解が得られるのではないかと思う。

●都市計画課：わかりました。

○委員長：ありがとうございました。昨今、いろいろな子どもの事故あり、通学路は一つのキーワード、着目点となってくると思うので、整備効果が一日も早く出現するよう進めていただきたいと思う。また、調書の3枚目の区間の縮小について、区間を縮小するというのは、度胸の要ることだろうと思うが、できることはすぐにやって、その次の年あたりから将来計画区間もつなげていこうという発想だと思うが、そういう発想はすごくいいと思う。当初の計画どおりに全線をやろうとしたら、さらに5年延び、再評価に毎回上がってくるような気がするので、そういう意味ではいい決断だなと思う。そのほかはいかがでしょうか。

○委員：③総事業費の変更内容の「細分化」という言葉について、「細分化」というのは細かく細切れにするという意味なので、区間を減らすということであれば、言葉の表現を変えたほうがいいかなと思う。

●都市計画課：わかりました。

○委員長：確かに仰るように細分化というのが、細かく切っていくというイメージなので、言葉に注意して使っていただければと思う。

この事業に関しましては、ただ今、説明があって、この事業もパワーポイントがすごく分かりやすく、必要性や見通しがすごく立つ。用地取得もほぼ終わっており、あとはこの区間をやっていくだけということで、特段、問題点となるようなことがなく、一日も早く効果の出現を望みたい事業だと思う。そういう意味でも継続として良いと思うが、いかがか。

○委員：異議なし。

○委員長：それでは継続としたいと思う。どうも説明をありがとうございました。

●事務局：先ほど、再評価11と再評価13の事業の副次効果に記載のある交通ターミナル機能の強化について、事業課のほうからインターチェンジがそれに該当するという説明をしたが、委員のご指摘のとおり、インターチェンジは交通ターミナルとは異なりますので、再度、何をもって交通ターミナル機能の強化と定義したかというのを確認させていただき、

後日、各委員の方々に回答させていただければと思う。

○委員長：結構だと思います。回答をお願いしたい。

(3) 調書様式の変更について

(説明省略)

(質疑応答)

○委員長：基本的には、前年度の委員会の中で出てきた意見等を踏襲して、より分かりやすい調書にするということで、変更後の案が出てきたと思う。今年度の当初からやっていただきたいと思うが、来年度からこの書式でどうかということですね。現況の写真や将来計画のポンチ絵などは、特に枚数制限はないと聞いているので、より分かりやすい調書にするために、どんどん写真や絵を付けてもらったほうがいいと思う。事務局、この調書は、枚数制限はないという理解で良いか。

●事務局：はい、枚数制限はございません。

○委員長：わかりました。では、そういう方向でお願いしたい。この様式で次年度からということで、よろしいか。

○委員：異議なし。

○委員長：どうもありがとうございました。それでは事務局から、説明いただいた調書様式の変更案に基づいて、来年度の評価委員会から活用していくということをお願いしたい。それではこれで本日に予定されていた議題は全て終了した。委員会の運営にご協力いただき、また、活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。